

『朝野群載』卷二二 校訂と註釈（七）

朝野群載研究会

凡例（追加）

六 註

・引用史料の略称について、以下の事例を追加する。

『続日本後紀』 ↓ 『続後紀』

（付記）

今年度の研究会参加者は、以下の通りである。

佐藤信

磐下徹、北村安裕、武井紀子、宮川麻紀、西本哲也、柿沼亮介、
林友里江、神戸航介、武内美佳、井上翔、垣中健志

なお、「『朝野群載』卷二二 校訂と註釈」の連載は今回をもって終了となる。ここまでの成果は近日中に一書にまとめて出版する予定で

ある。

朝野群載研究会メールアドレス：choyagunsai@yahoo.co.jp

（宮川 麻紀）

本文編

③⑧ 国務条事

◇ 第四十条

一、可隨身能書者二三人事

能書之者、為受領要須也。其用太多。不得忘却。

◇ 第四一条

一、可隨身堪能武者一兩人事

時勢之躰、弓箭不覺之者、皆号新武者。暫雖施武威、遂有何益乎。
抑良吏之法、雖不可用武者、人心如虎狼、自有非常之事。必以要須

也。聞可尚優國人、又無輕者也。

◇第四二条

一、可隨身驗者并有智僧侶一兩人事人之在世、不能無為。々國致祈禱、為我作護持。

③9伊予国濃満郡大領補任官符

補郡司官符

太政官符 伊豫國司

濃満郡大領正六位上中原朝臣弘忠

右去年十二月廿八日補任如件。國宜承知、依例任用。符到奉行。

修理右宮城使從四位上左中辨源朝臣 修理左宮城判官正五位下行主計

頭兼左大史算博士備後介小槻宿祿

康和二年二月廿六日

④0諸国釈奠祝文

祝文 諸國釋奠

維某年、歲次月朔日。守位姓名、敢昭告于先聖文宣王。維王固天攸縱、誕降生知、經緯礼楽、闡揚文教。餘烈・遺風、千載是仰、俾茲末学、依仁遊藝。謹以制幣・犧齊・黍盛・庶品、祇奉舊章、式陳明薦、以先師顔子配。尚饗。

維某年、歲次月朔日。守位姓名、敢昭告于先師顔子。爰以仲春仲秋、率遵故實、敬備釋奠于先聖文宣王。惟子、庶幾牀二、徳冠四科、服道聖門、實致壺輿。謹以制幣・犧齊・黍盛・庶品、式陳明獻、從祀配神。尚饗。

④1国守祭城山神文

臨時祭文

祭城山神文

菅家

維仁和四年、歲次戊申、五月癸巳朔、六日戊戌、守正五位下菅原朝臣^某、以酒果香幣之奠、敬祭于城山神。四月以降、涉旬少雨。吏民之園、苗種不由。^某忽解三龜、試親五馬。分憂在任、結憤惟悲。嗟虐、命之數奇、逢此愆序。政不良也、感無徵乎。伏惟、境內多山、茲山獨峻。城中数社、社尤靈。是用吉日良辰、禱請昭告。誠之至矣、神其察。若八十九鄉、二十萬口、一鄉無損、一口無愁、敢不蘋藻清明、玉幣重疊、以賽應驗、以飾威稜。若甘澍不饒、旱雲如結、神之靈無所見、人之望遂不從。斯乃俾神無光、俾人有怨。人神共失、禮祭或疎。神其裁已。勿惜冥祐。尚饗。

④2甲斐国仁王会咒願文

仁王會咒願文

甲斐國

浄飯宮裡 得道如來 耆闍窟中 宣說般若
群類皆仰 故曰仁王 衆難盡除 故曰護国
是以新吏 苾境之初 偏仍舊儀 專講此典
玄冬令節 黒月佳辰 洒掃国廳 相擬精舍
懸百仏像 嘔百法師 朝晡二時 讀說兩軸
三寶影響 五力威神 本誓無疑 護持勿捨
風雨調和 稼穡如雲 吏民安寧 謳歌就日
任土之貢 不催自擎 栖畝之粮 不捨空遺
運上調物 往年陪增 任中公文 合期勘畢
脩良風化 海内遠聞 昇進光華 天下獨步

湘浪隔聴 葦索空抛 草竊改心 華胥忽化
朝家安穩 法水一清 野村豊饒 山聲數報
天衆地類 自美至權 出有爲雲 登无相月
勝利不限 功德有隣 俱濟受流 日到彼岸

寛治 年 月

朝野群載卷第廿二

註 釈 編

◇第四十条

一、可隨身能書者二三人事

能書之者、為受領要須也。其用太多。不得忘却。

【校訂註】

(1) 須…「領」「須」と傍書(伴)

【書き下し】

一、能書の者⁽¹⁾二三人を隨身すべき事

能書の者は、受領の要須たるなり。其の用太多し。忘却するを得ず。

【註】

(1) 能書の者 字の優れたもの。『新猿樂記』太郎主には「太郎主は

能書なり。古文・正文・真行草・真字・仮字・蘆手・水手等の上手なり。筆勢浮べる雲のごとく、字行流水のごとし。羲之が垂露

の点、道風が貫花の文、和尚が五筆の跡、佐理が一墨の様、悉く皆習ひ伝へずといふことなし。(後略)」とあり、能書の語が和漢の名筆や様々な書体に通じる人物を示していたことがわかる。また『九曆』天徳二年(九五八)四月八日条には乾元大宝の銭文を当時能書として知られた小野道風や藤原文正に書かせようと議論したのが見える。ただし、本条の「能書」はこれらと異なる概念である可能性がある。【内容と解釈】参照。

(2) 要須 その物事にとってなくてはならない大切なもの。

【内容と解釈】

本条から三条にわたり受領が隨身すべき人物の属性が示される。本条は、受領にとって必要不可欠な能書の者を複数人忘れずに隨身すべきことを述べる。

十一世紀成立の『新猿樂記』四郎君の項には「算筆に暗きことなし」とあり、文筆・計算能力が必要とされたことが分かる。また、『今昔』二八・二七には目代の字の書き様について「めでたくはなけれど筆軽くて目代手の程にてありけり」と記され、註(1)に挙げた太郎主のような芸術的な文字ではないが、目代としての行政実務に適した文字を書く者が本条にあるような「能書」と認識されていたことがうかがえる。また「此の目代、守の前に居て、文書共多く取散して」とあり、能書の者が受領のもとで多くの文書を作成していたことが見え、このような人物は受領にとって日常的に重要な存在であったことがわかる。

【関連史料】

『新猿楽記』、『今昔』二八・二七

【参考文献】

佐々木恵介『受領と地方社会（日本史リブレット 十二）』（山川出版社、二〇〇四）

（西本 哲也）

◇第四一条

一、可隨身堪能武者一兩人事⁽¹⁾

時勢之躰、弓箭不覺之者、皆号新武者。暫雖施武威、遂有何益乎。⁽²⁾

抑良吏之法、雖不可用武者、人心如虎狼、自有非常之事。必以要須也。聞可尚優國人、又無輕者也。⁽³⁾

【校訂註】

- (1) 事…脱(葉)
- (2) 時…「特」(東)
- (3) 躰…「袴」(東)
- (4) 覺…「覺」「覺」と傍書(伴)
- (5) 号…「弓」「号」と傍訂(伴)
- (6) 暫…「料日」(紅)、「料日」「暫」と傍訂(伴)
- (7) 雖…「難」(紅・伴)
- (8) 施…「絶」「施(乎)」と傍書(史・豊)、「強」(紅)、「絶」(東)、「強」「張」と傍訂(伴)、「張」(大)
- (9) 遂…以下、写本後欠(葉) ↓補注
- (10) 吏…「史」(伴)

- (11) 法…「活」(紅)、「治」「法」と傍書(伴)
- (12) 雖…「雅」(紅)、「雅」「雖」と傍書(伴)
- (13) 有…脱(紅・伴・大)
- (14) 須…下に「之聞耳」を補(伴)
- (15) 聞…脱(紅・伴・大)
- (16) 又…脱(伴)
- (17) 輕…「憚」(史・豊・大)

補注

葉本は事実書の一行目の「威」までしか書かれておらず、卷廿二の末尾約二丁分が欠となっている。

【書き下し】

一、堪能の武者一兩人を隨身すべき事
時勢の体、弓箭不覺の者、皆新武者と号す。暫く武威を施すと雖も、遂に何の益有らむや。抑も良吏の法は、武者を用ゐるべからずと雖も、人心は虎狼のごとければ、自ら非常の事有らむ。必ず以て要須なり。尚優すべき国人を聞かば、又輕んずること無きものなり。

【註】

(1) 良吏 儒教的道徳に基づいて任国を治めるとともに、勸農政策により百姓の生活を改善したり、それによって調庸などの徴収量を増加させたりし、律令国家の地方支配において成果を上げた国司のこと。九世紀前半に多く見られ、国司を歴任した官人の卒伝に、その事績が記されている。例えば、信濃守橘朝臣良基の卒伝には、

勸農や税負担の軽減により、調庸納入や戸口の増益に成果を上げ、高い評価を得たことが記されている（『三実』仁和三年（八八七）六月八日条）。

【内容と解釈】

最近では弓箭に覚えのない者のことを新武者と称しているが、そのような者がしばらく武威を施したとしても何の益もない。本来、良吏の原則としては武者を用いずに国を治めるべきであるが、治安の悪い現状では非常事態も想定されるので、武者は必須の存在である。そのため、能力の高い武者を一人か二人ほど近侍させるべきである。また、在地の人で優遇すべき者がいる場合は重用すべきである。以上が本条の内容である。ここでは、「新武者」が「堪能武者」と対比的に挙げられており、従者の登用に注意を払うべきことが説かれている。

九世紀から十世紀にかけて、国司襲撃事件（第三二条参照）や群盗の蜂起など治安の悪化が著しかった。群盗に関しては「或暗夜放火、或白昼奪物」（『続後紀』承和七年（八四〇）二月二三日条）とあるように、放火や強盗が横行していた。それらの動きは良吏が活躍した九世紀前半からあったが、九世紀後半から十世紀には良吏の原則など通用しない社会状況に陥っていたようである。

十世紀になると群盗の蜂起がさらに頻発するようになり、承平・天慶の乱のように広域的な国府襲撃も起きていた。そうした動きの背景には、九世紀以来在地で力をつけてきた富豪層の存在があった。例えば、掠奪した馬で運送業にあたる「僦馬之党」が出現しており、彼らは「富豪之輩」と呼ばれる在地土豪層であった（『三代格』卷十八・昌泰二年（八九九）九月十九日官符）。また、大宰府では管内の「遊

蕩放縦之輩」が「多成党類、練兵器、聚養人馬」とあるように、武力を蓄えていたことが分かる（『要略』卷五一・天慶九年（九四六）十二月七日官符）。本条の背景には、以上のような社会状況があったと考えられる。

そうしたなか、国司が率いる郎等や従類には、国司の私的武力としての側面も期待されていた（第五条参照）。『時範記』の二月九日条からは、因幡守として下向する平時範が「武士」を随えている様子が見える。そうした従者の多くは、受領とともに京から任国へ下った者であったが、本条では任国に優れた者がいる場合は重用すべきことも述べている。このことは、武芸に優れた土豪層が一方では受領の支配と対立する存在でありながら、他方では受領の武力ともなり得たことを示している。実際に、群盗を取り締まるために部内の武芸に優れた者を起用し、追捕使としていたことが②文書から分かる。任国の安定した支配には、土豪層の把握も必須だったのである。

【関連史料】

『三代格』卷十八・昌泰二年九月十九日官符、『要略』卷五一・天慶九年十二月七日官符、『時範記』承徳三年（一〇九九）二月九日条、『群載』②文書

【参考文献】

有富純也「九世紀後期における地方社会の変転過程」（『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、二〇〇九、初出二〇〇六）、奥野中彦「平安時代の群盗について」（『日本古代・中世の国家軍制』上、岩田書院、二〇一一、初出一九八五）、亀田隆之「良吏政治」（『日本古

代制度史論』吉川弘文館、一九八〇、初出一九七八）、戸田芳実「中世成立期の国家と農民」〔『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一、初出一九六八）、森公章「九世紀の郡司とその動向」〔『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇〕

（宮川 麻紀）

◇第四二条

一、可隨身験者并有智僧侶一兩人事
人之在世、不能無為。⁽⁴⁾々國致祈禱、為我作護持。⁽⁵⁾

【校訂註】

- (1) 有…脱(紅・伴・大)
- (2) 僧…脱(紅)、脱〔僧〕を補(伴)
- (3) 々…「之」(底・史・豊・紅)、「疋」(東)、「之」〔々〕と傍書(伴)
- (4) 我…「利」〔我〕と傍書(伴)
- (5) 作…脱(史・豊)

補注

底本などでは、「補郡司官符」を続けているが、次文書の表題であるので、本条では校訂の対象としない。

【書き下し】

一、験者并せて有智の僧侶一兩人を隨身すべき事
人の世に在るは、無為たること能はず。国の為に祈禱を致し、我の

為に護持を作す。

【註】

- (1) 験者 修験者のこと。加持祈禱や呪法などにより、災厄を除き、病を治そうとした。平安時代には、御霊信仰の隆盛とともに、天台・真言密教の修験者が貴族社会に受け入れられて活躍した。

【内容と解釈】

本条では、受領が験者や優れた僧侶一兩人を伴うべきであることについて述べている。人が生きている以上、何もしないで平穩無事に過ごすことはできない。験者や僧侶に、国の為に祈らせ、また、自身身を護持させるようにしている。

僧侶が受領とともに任国に下向している事例は、多くの説話にみえる。その役割としては、疫病などが地方においてしばしば流行したことから、任国においてこれらの災厄を除去することが期待されていたものと考えられる。

受領とともに下向する僧侶としてどのような者が選ばれたかということを考えるると、『今昔』十二・三七に「父兼博、国司トシテ安房ノ国ニ下向。而ルニ、阿闍梨、父母ノ勲ノ言ニ依テ、其ノ国ニ下向ス」とある。また、『今昔』二十一・三五では、美濃守に伴って下向する僧侶について、「守ノ北ノ方ノ乳母、此ノ僧ヲ養子トス」とあり、「然レバ、其ノ縁ニ依テ、方々ニ付テ顧ケリ」とある。このように、受領は親しい関係にある僧侶を随行しており、それ故に、本条にみえるように個人的な「護持」をも期待することができたのであろう。

【関連史料】

『今昔』十二・三七・十五・十五・二十・三五、『古事談』二・四
四・三・三六

【参考文献】

寺内浩「伊予守藤原知章と静真・皇慶」(『人文学論叢』十一、二〇
〇九)

(柿沼 亮介)

③9伊予国濃満郡大領補任官符

補郡司官符⁽¹⁾

太政官符 伊豫國司

濃満郡大領正六位上中原朝臣弘忠

右去年十二月廿八日補任如件。國宜承知、依例任用。符到奉行。⁽³⁾

修理右宮城使徒四位上左中辨源朝臣⁽⁴⁾ 修理左宮城判官正五位下行主計⁽⁵⁾

頭兼左大史算博士備後介小槻宿祿⁽¹¹⁾
⁽¹²⁾
⁽¹³⁾
⁽¹⁴⁾
⁽¹⁵⁾
⁽¹⁶⁾

康和二年二月廿六日⁽⁷⁾

【校訂註】

(1) 「補」以下5字…⁽⁸⁾国務条事第四二条の末尾に続けて記載(底・
紅・東)、同条の末尾に続けて記載するも符号で改行を指示

(伴) ↓補注

(2) 大…「太」(史・豊)

(3) 到…「至」「到」と傍書(伴)

(4) 宮…「官」(史・豊)、「京」「宮」と傍書(伴)

(5) 使…脱(史・豊)

(6) 左…「右」(大)

(7) 源…「原」(紅)

(8) 「修」以下29字…改行(紅・伴)、次行の日下にあり(大)

(9) 正…「上」(紅)、「上」「正」と傍書(伴)

(10) 行…脱(史・豊)

(11) 頭…「酒」(紅・東)、「酒」「頭」と傍書(伴)

(12) 兼…「往」(紅)、「往」「兼」と傍書(伴)

(13) 史…「夫」(紅)、「夫」「史」と傍書(伴)

(14) 算…「下」(紅)、「管」(東)、「下」「算」と傍書(伴)

(15) 備後…「續」(紅)、「漬」「備後」と傍書(伴)

(16) 小…脱(紅)、「小」を補(伴)

(17) 六…「八」「六」と傍訂(伴)

補注

本文書の一行目は、底本を始め紅本・東本など主要な写本では前文
書(③8国務条事第四二条)の末尾に続けて記載している。したがって、
底本や紅本の祖本と考えられる金沢文庫本でも同様に記載されていた
可能性が高い。しかし、そのままでは意味が通じないことから、史本
や豊本では改行されており、伴本も符号で改行を指示している。この
措置は適切であると判断されることから、当校訂本文でも史本等の見
解にしたがい改行した。

【書下り】

⁽¹⁾郡司を補す官符

太政官符す 伊予国司²⁾

濃満郡大領正六位上中原朝臣弘忠

右去年十二月廿八日に補任すること件の如し。国宜しく承知し、例に依りて任用すべし。符到らば奉行せよ。

修理右宮城使從四位上左中弁源朝臣 修理左宮城判官正五位下行主計

〔一〇〇〕
康和二年二月廿六日

頭兼左大史算博士備後介小槻宿祢

〔註〕

- (1) 郡司を補す官符 郡司任符のこと。養老選叙令20官人至任条では官人の交替に際し「印文」が必要であると規定しており、この「印文」が任符を指すと考えられる。『令集解』同条に引かれる諸説では、「印文」は京官・外官や文官・武官の違いにかかわらず、交替に際して発給されるものとしている。しかし令釈では「今行事、京官之中、武官有任〔文脱カ〕、文官无任文」としており、京官に関しては武官にのみ発給されていたようである。また古記には「外国不限遠近・貴賤、皆得印文。史生・主政・主帳等皆同耳」とあり、八世紀から郡司任符も発給されていたと考えられる。郡司任符の実例としては、本文書以外に宇多天皇宸筆『周易抄』（東山御文庫所蔵）の紙背（『大日本史料』第一編補遺（別冊二）、飯田瑞穂「〔補遺〕宇多天皇宸筆『周易抄』紙背文書」〔飯田瑞穂著作集4 古代史籍の研究 下〕吉川弘文館、二〇〇一、初出一九八一）参照）や『符宣抄』第七・諸国郡司事に確認できる。なお『群載』卷二二には⑨・⑩文書に「外国官人官符」として任用国司の、⑫・⑬文書に「罷符」として受領の任符が掲載されて

いる。

- (2) 伊予国司 康和二年（一一〇〇）時点での伊予国司をまとめておく。守については、高階泰仲が康和三年に伊予守として確認でき（『殿暦』同年十月二六日条）、翌年には「前伊予守」と見えている（『殿暦』康和四年正月二六日条、『中右記』同九月十四日条など）ことから、泰仲が在任していたと考えられる。彼は嘉保元年（二〇九四）に伊予守として見え（『中右記』同年三月二三日条）、翌年には重任宣旨を蒙っている（『中右記』嘉保二年六月十八日条）ことから、長期にわたって伊予守を勤めていたようである。なお康和二年正月には参議左近衛中将源顕通が権守に任じられている（『補任』同年条）。

介以下に関しては、『中右記』承徳元年（一〇九七）正月三十日条にこの時の春除目の召名が掲載されており、権介以下の伊予の任用国司の任官者が判明する。権介には藤原敦基（文章博士）、大掾には藤井延国・高橋吉樹、少掾には藤井時国、少目には宗岡秀元が任じられている。この時の任官者は康和二年時点でも在任していた可能性がある。

以上が康和二年段階の伊予国司在任者（その可能性のある者）である。しかし、守の泰仲は伊予守でありながら、都で朝廷や院、撰関家に奉仕している姿が『殿暦』、『中右記』等に確認でき、伊予に在任していた可能性は低い。仮に下向したとしても、因幡守平時範（承徳二年任）のように、一時的なもの（時範は承徳三年二〜四月まで下向）であったと考えられる。また、権守の顕通は公卿兼国、権介の文章博士敦基は宿官と考えられることから彼らも遙任であろう。大掾以下の在国の可能性はあるが、この時期の

任用国司は年官によるものが多く、当該期の年官は儀礼化が進み、作名者の申任も行われるようになってきている点に留意する必要があるだろう。

(3)

濃満郡：臣弘忠 濃満郡は野間郡とも。伊予国北部の高縄半島の北端に位置し、斎灘に面した郡。中原弘忠については未詳。野間郡の郡領氏族は史料上確認できないが、『国造本紀』にみえる怒麻国造の後裔が想定される。十一世紀以降になると、複数の郡司が郡判に署名する例や、様々な名称を持つ非令制職名郡司（雑色人郡司）が見られなくなり、各郡には「郡司」や「大領」を称する者が一名のみ確認されるようになる。本文書もそのような一員郡司制のもとでの任符であると考えられる。

(4)

修理右：源朝臣 源重資。醍醐源氏で権中納言経成男。治暦三年（一〇六七）に叙爵し、その後は弁官コースを経て蔵人頭に。参議、権中納言を経て従二位に至る。康和二年段階での位階・官職は本文の通りであるが、同年七月十七日には蔵人頭に補され、二三日には正四位下に進んでいる。

(5)

修理左：槻宿祢 小槻祐俊。左大史孝信男。右少史から左大史に至る。その他に修理左宮城判官、主税権助、掃部頭、大炊頭、主税頭、算博士、伊賀守などを歴任。極位は従四位上（『壬生家譜』）。なお本文書によれば、康和二年時点で祐俊は主計頭を兼ねているが、他史料からは彼が主計頭に任じていた形跡がうかがえない。康和三年十一月十九日に比定される主計頭加茂某書状（平・一四六七）が残っているため、少なくとも翌年には別人物が主計頭に在任していることが確認できる。祐俊は康和元年に掃部頭旁で備後介を兼ね（『中右記』同年七月十三日条）、同十一月

三日には「修理宮城判（官脱カ）正五位下行掃門（頭脱カ）兼左大史算博士備後介小槻宿禰」として位署を加えている（平・一四一八）ことから、主計頭を兼任していたとしても最長で康和元年十一月から同三年十一月までの二年以内となる。あるいは転写の際の誤写の可能性なども想定されるだろう。なお祐俊が主税頭に任官したのは康和五年正月であるため（『二中歴』二寮頭）、主計頭は主税頭の誤写とも考えられない。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は郡司任符である。国司任符については既に⑨・⑩・⑫・⑬文書として掲載されており、その発給手続きや機能についてはそれぞれの註釈を参照されたい。後述するように郡司任符は任用国司のそれと書式・文言がほぼ一致していることから、内印の捺印も含めその発給手続きや機能も国司に準じて考えられるだろう。

なお『巖島神社文書』には永保三年（一〇八三）六月七日付安芸国高田郡大領藤原頼方の任符（平・一二〇〇）が残っているが、その奥には応徳二年（一〇八五）二月十六日付で奉行文言が書き込まれ、大介以下が署判を加えている。さらに頼方が大領に補任されたことを通知する同日付の高田郡宛安芸国符も残されており（平・一二一九）、任符の奉行の後、国符が任郡に下されていたことが分かる。これは十一世紀末の事例であるが、比較的時期の近い本文書を考える上では参考になるだろう。

郡司任符が八世紀から発給されていたと考えられることは先述したが（註①）、確認できる最古の郡司任符は寛平九年（八九七）三月二十六日付の尾張国愛智郡大領の任符である（宇多天皇宸筆『周易抄』

紙背文書)。その文言は「右、去□□□〔寛平八カ〕年十二月十六日、□〔補〕任□〔如〕件、国宜承知、至即任用、符到奉行」というもので、若干の違い（「至即任用」と「依例任用」の違い）はあるものの書式も含めて本文書とほぼ一致している。「符宣抄」第七に見える十世紀の郡司任符も同文（「依例任用」）であり、本文書のような郡司任符の書式・内容は少なくとも九世紀まではさかのぼるといえる。

さらに郡司任符の「国宜承知、至即任用／依例任用、符到奉行」という文言は⑨・⑩文書や『符宣抄』第八任符に収録された任用国司の任符の文言でもあり、郡司と任用国司とは任符の内容が共通している。

養老儀制令11遇本国司条や同18元日国司条、考課令67考郡司条に見られるように、令の中には郡司を国司の統制下に置くような規定が見られる。また、考課令54国郡司条では「国郡司」は部内の戸口や熟田の損益により考第が昇降すると規定されるが、この場合の「国郡司」は令文中に「謂、掾及少領以上」と註が付されており、任用国司（掾）と郡司が同一範疇で扱われている。さらに『統紀』大宝二年（七〇二）三月丁酉条では大宰府に掾以下の国司と郡司の銓擬権を与えており、ここでも掾以下と郡司が同様に扱われている。以上を総合すると、郡司は国司の統制下に置かれると同時に、特に掾以下と同等の位置づけを与えられていたと考えることができる。郡司任符が任用国司の任符と同様の文言を持つのは、郡司を国司の属僚とし、特に掾以下に相当させて位置づけたことに由来するのだろう。またこのように考えることで、郡司任符の充所が郡司ではなく国司とされている理由も明確となるだろう。

なお、『群載』への収録経緯については、⑨・⑩・⑫・⑬文書でも

指摘があったように、本文書も『周易抄』紙背文書群と同様に内案であったと考えると、内案は奏上ののち天皇の手に残されるため、為康は藏人頭を勤めた藤原為房・為隆父子を介して入手した可能性が想定される。内案とは、内印の請印に際して奏上される内文（内印を捺すべき官符類）の案文のことで、印が捺されることはない。本文書には内印等が捺されていたことを示す徴証はないため、内案であった可能性は高いだろう（なお『符宣抄』第七所収の郡司任符には「内」など内印が捺されていたことを示す注記があり、任符そのものを採録していると考えられる）。

また、左大史として署名している小槻祐俊が算博士を兼ねていることと、為康も同じく算博士であったことを勘案すれば、算道を家業とする三善氏と小槻氏との交流の中で入手した文書である可能性も考えられるだろう。

【関連史料】

宇多天皇宸筆『周易抄』紙背文書、『符宣抄』第七諸国郡司事、平・一二〇〇・一二二九

【参考文献】

市大樹「国司任符の発給について」（『延喜式研究』十四、一九九八）、同「国司任符に関する基礎的考察」（『古文書研究』四七、一九九八）、田島公「『周易抄』紙背文書と内案」（『日本歴史』六〇八、一九九九）、中村順昭「律令郡司の四等官」（『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八、初出一九九八）、渡辺滋「日本古代における任官関係文書の特質」（『日本史研究』五一四、二〇〇五）

④0 諸国积奠祝文

祝文 諸国釋奠¹⁾

維某年、歲次月朔日。守位姓名、敢昭告于先聖文宣王。維王固天攸縱、
誕降生知、經緯礼樂、闡揚文教。餘烈・遺風、千載是仰、俾茲末学、
依仁遊藝。謹以制幣・犧齊・棗盛・庶品、祇奉舊章、式陳明薦、以先
師顔子配。尚饗。

維某年、歲次月朔日。守位姓名、敢昭告于先師顔子。爰以仲春(仲
秋)、率遵故實、敬備釋奠于先聖文宣王。惟子、庶幾躋二、德冠四科、
服道聖門、實致壺奧。謹以制幣・犧齊・棗盛・庶品、式陳明獻、從祀
配神。尚饗。

【校訂註】

- (1) 奠…「費」(東)、「尊」〔奠〕と傍書(伴)
- (2) 維…「准」(紅・東)、「准」〔維〕と傍書(伴)
- (3) 敢…「敦」〔敢〕と傍書(伴)
- (4) 告…「吉」(紅)
- (5) 固…「門」(底)、「國」(紅・東)、「國」〔固〕〔固〕と傍書(伴)
- (6) 緯…「緯」(紅)、「律」〔緯〕と傍書(伴)
- (7) 棗…「条」〔棗〕と傍書(伴)
- (8) 遺…「遣」(大)
- (9) 俾…「俾」(紅)、「俾」〔俾〕と傍書(伴)
- (10) 幣…「弊」(紅)、「弊」〔幣〕と傍書(伴)

- (11) 犧…「議」(紅)、「儀」(東)、「議」〔犧〕と傍書(伴)
- (12) 齊…「齊」(紅・東)、「齋」(伴・大)
- (13) 棗…「棗」を補(底)、「次第」(紅)、「次米」(東)、「次第」〔棗〕と傍訂(伴)
- (14) 盛…「威」(底)、「感」(紅・東)、「感」〔盛〕と傍書(伴)
- (15) 祇…「被」(東)、「禋」〔祇〕と傍書(伴)、「祇」(大)
- (16) 陳…「諫」(紅)、「諫」〔陳〕と傍書(伴)
- (17) 薦…「廉」(紅)、「廉」〔薦〕と傍書(伴)
- (18) 維…「准」(紅)、「准」(東)、「准」〔維〕と傍書(伴)
- (19) 告…「吉」(紅)
- (20) 于…「脱」(東)
- (21) 以…「以」を補(紅)
- (22) 遵…「導」(豊)
- (23) 備…「備」〔備〕と傍書(伴)、「修」(大) ↓補注
- (24) 奠…「貴」(紅)、「費」(東)
- (25) 文…「天」(紅・東)
- (26) 惟…「准」(紅)、「准」(東)、「准」〔惟〕と傍書(伴)
- (27) 子…「子」〔王〕と傍書(伴)
- (28) 幾…「幾」〔幾〕と傍書(伴)
- (29) 躋…「躋」〔躋〕と傍書(伴)
- (30) 四…「日」(底)、「日」〔四〕と傍書(伴)
- (31) 服…「眼」(紅)、「眼」〔服〕と傍書(伴)
- (32) 奧…「奥」〔奥〕と傍書(底)、「奥」〔奥〕と傍訂(伴)、「奥」〔奥〕と傍書(伴)
- (33) 謹…「脱」(底)

- (34) 以：脱(紅)、脱〔以〕を補(伴)
 (35) 幣：〔幣〕と傍書(伴)
 (36) 犧：〔犧〕と傍書(伴)
 (37) 齊：〔齊〕(紅)、「齋」(伴・大)
 (38) 棗：〔次第〕(紅)、「次米」(東)、「次第」〔棗〕と傍訂(伴)
 (39) 盛：〔感〕(底・紅・東)、「感」〔盛〕と傍書(伴)
 (40) 陳：〔諫〕(紅)、「諫」〔陳〕と傍書(伴)
 (41) 祀：〔礼〕(伴)

補注

本文書とほぼ同文を載せる延喜雜式63祝文条や『大唐開元礼』では「修」とあるが、本文書では校訂に用いた本は国史大系本以外いずれも「備」としている。

【書き下し】

祝文 諸国積奠

維れ某年、歳次月朔日。守位姓名、敢へて先聖文宣王に昭告す。維れ王は固より天の縦す攸にして、誕生して生知し、礼楽を經緯し、文教を闡揚す。余烈・遺風は、千載是れを仰ぎ、末学をして茲らしめ、仁に依り遊芸す。謹みて制幣・犧齊・棗盛・庶品を以て、旧章を祇ひ奉り、明薦に式陳し、先師顔子を以て配す。尚くは饗けたまへ。維れ某年、歳次月朔日。守位姓名、敢へて先師顔子に昭告す。爰に仲春(仲秋)を以て、故実を率遵し、積奠を先聖文宣王に敬ひ備ふ。惟ふに子は、体二を庶幾ひ、徳は四科に冠たりて、聖門に服道すること、実に壺奥に致る。謹みて制幣・犧齊・棗盛・庶品を以て、明献に式陳

し、從祀の神に配す。尚くは饗けたまへ。

【註】

- (1) 祝文 神に祈る文。
 (2) 先聖文宣王 孔子。唐において貞觀十年(六三六)より「孔宣父」の尊称が用いられたが、開元二七年(七三九)に「文宣王」と追諡された。日本においては大宝・養老学令ともに「孔宣父」としているが、天平勝宝四年(七五二)に入唐した遣唐使の果たした知識により、『三代格』卷十・神護景雲二年(七六八)七月三十日太政官符で「文宣王」と改められた。
 (3) 昭告 明らかに告げること。
 (4) 生知 生まれながらに知ること。学ぶを待たず、生まれながらにして道を知ること。
 (5) 礼楽 礼節と音楽。
 (6) 經緯 秩序を立てて治め整えること。
 (7) 文教 学問や教育によって人心を導くこと。
 (8) 闡揚 明らかにあらわしあげること。
 (9) 余烈 先人の残した功績。遺烈。
 (10) 遺風 後世に残っている先人の教え。
 (11) 千載 千年。長い年月。
 (12) 末学 未熟な学者。後進の学者。
 (13) 仁に依り遊芸す 心に仁を離さず、学問を修めること。『論語』述而に見える語句。
 (14) 制幣 祭祀の幣帛で、一丈八尺のもの。
 (15) 犧齊 犧は神前に供える動物。齊は一定の柈目によってつくった

- 混和酒。
- (16) 黍盛しせい 神への供物として器に盛った穀物。
- (17) 庶品 いろいろの物品。
- (18) 旧章 古くからのおきて。昔の法典。
- (19) 明薦 薦はきちんとそろえて神前に供えること。明は尊敬の意をあらわす接頭辞。
- (20) 式陳 式は「もつて」の意の接頭辞。陳はならべる。
- (21) 先師顔子 先師は先聖（孔子）をたすけた人。顔子は孔子の弟子である顔回。
- (22) 率遵 率・遵ともに「したがう」の意。
- (23) 体二 「二」は「仁」の省画か。体仁は「仁徳を身につける」の意。
- (24) 四科 孔子が重んじて教えた四つの科目。德行・言語・政事・文学。
- (25) 冠たり 優れていて人々の頭に立つ。
- (26) 聖門 孔子の教え。
- (27) 服道 服・道ともに「したがう」の意。
- (28) 壺奥こえおく 宮中の奥深い所。転じて、物事の極所。
- (29) 明献 献は神前に丁寧な物をささげること。
- (30) 従祀 附けて祀ること。後世の儒者で、孔子の廟に配享されるもの。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、諸国の国学で行われる積奠の儀式の中で国守により読み上げられる祝文である。実際の読みを反映して、【書き下し】の「尚

くは饗けたまへ」は底本にある送り仮名に拠った。年月日・守の位姓名は記載されていないことから、特定の祝文ではなく祭式（後述）を参照したものであろう。

積奠は、孔子をはじめとする儒教の先哲を祭る祭儀であり、学令3積奠条に仲春（二月）・仲秋（八月）の上丁日に行うよう規定されている（大宝令でも同じ）。延喜大学寮式に見える祭式は、大学廟堂における饋享（孔子・十哲への酒食供薦、大学頭の祝文音読、拝礼）、都堂における講論・宴座から成る。

学令3積奠条には国学でも大学寮と同様に積奠を行うことが規定されていた。天平八年（七三六）の「薩摩国正税帳」には「春秋積奠料」として稻九二束とその内訳が記されており、当時の国学において積奠が実施されていたことが分かる。また、弘仁主税式に諸国積奠料が規定されていたことや、『統後紀』承和七年（八四〇）七月十日条に諒闇の間五畿内七道諸国の積奠を停止したことが見えることから、諸国積奠の実施が確認できる。しかし諸国積奠の祭式については、『三代格』卷十・貞観二年（八六〇）十二月八日太政官符に諸国に「積奠式一卷」を頒下したことが見え、また「今此間唯有大学式、無諸国式」「或称大学例、用風俗楽、或拠州県式、停止音楽」とあって、これ以前には諸国の積奠式はなく「大学式」や唐の「州県式」を参照して実施されており、その内容が統一されていなかったことが分かる。大宰府では積奠式頒下以前に孔子・顔回に加え閔子騫も祀っており、『三代格』卷十・貞観十八年（八七六）六月十日太政官符で特例として三座を祀ることが認められている。延喜雜式55諸国積奠式条以下には諸国積奠式が載せられており、これは貞観二年の式を受け継ぐものである。それによれば、諸国積奠は大学寮積奠と比べ参加者や次第

に相違はみられるものの、大まかな次第としては同じものであった。

延喜雜式63祝文条には本文書と同様の祝文が載せられており、それ(国史大系本)と本文書では二字を除き字句が一致する。これらと大学寮の祝文とを比べると、主な相違点として①大学寮では天皇が祝文の主体で大学頭を遣わす形をとるのに対し、諸国では国守が主体として読み上げること、②諸国では先聖・先師のみを祀るのに対し大学寮では十哲も加えられていたため、祝文の対象記載に違いがあること、という二点が挙げられる。①については、国学には大学寮のように四等官が設置されなかったため、大学寮では頭が祝文を読むところを国学では官人を遣わす形をとらず国守が読むとされたと考えられる。②については、学令3積奠条では孔子のみを対象として挙げるが、「薩摩国正税帳」より、すでに天平年間の国学において顔回も祀られていたことがうかがえ、当時の大学寮でも同様であったと考えられる。大学寮では延喜大学寮式14饋享条においてさらに十哲が対象に挙げられており、これは弘仁式まで遡ると推定されている。この二点以外に、祝文の後半には意味合いを大きく変えるものではないものの字句の違いが多い。以上のように大学寮のものと異なる諸国積奠祝文は、『大唐開元礼』巻六九に載せられた唐の諸州における積奠の祝文とほぼ同文であり、諸国積奠式が唐における諸州積奠を基に整備されたことを示している。

国学における積奠の実施状況を示す史料は少ないが、『菅家文章』二二〇・州廟積奠有感は、讃岐守であった菅原道真が仁和四年(八八八)二月三日の積奠に際して詠んだものである。また、³⁸国務条事第二十條には新任国司が勘検すべきものとして神社や国庁院などと並び「孔子廟堂并祭器」が挙げられており、積奠が国務において重視され

ていたことがうかがえる。しかし、十世紀以降顕著になる国学の衰退に伴い、延喜十六年(九一六)の伊勢、承平三年(九三三)の丹波、同七年の石見など、積奠の礼器・廟像が破損紛失し放置されている例がみられるようになる(『要略』巻五四・勘解由使勘判抄)。ただ、応徳二年(一〇八五)主税寮減省続文(『群載』巻二六)によれば承保二年(一〇七五)承暦元年(一〇七七)までの上野国正税帳の「毎年例用」の項目に春秋積奠料が挙がっており(但し、上野国交替実録帳(『群馬県史』資料編四・原始古代四、平・四六〇九)には学校院・廟像・礼器・雑物が以前から破損の状態にあることが記録されている)、保安元年(一一二〇)頃の摂津国大計帳案・正税帳案(平・補四五)には「春秋積奠祭料」が計上されている。国によっては十一世紀以降も積奠が実施されていたとみられるが、十一世紀末ないし十二世紀初頭には国学のほとんどすべてが廃絶していたと考えられており、積奠も実施されない状況に至った。

【関連史料】

延喜雜式55諸国積奠式条(63祝文条、『大唐開元礼』巻六九・諸州積奠於孔宣父、『三代格』巻十・貞觀二年十二月八日太政官符

補注

本文書の参考に供するため、延喜雜式63祝文条の祝文の部分(国史大系本)を以下に掲げる。

祝文

維某年歲次月朔日。守位姓名敢昭告于先聖文宣王。維王固天攸縱。誕降生知。經緯禮樂。闡揚文教。餘烈遺風。千載是仰。俾茲末學。依仁

遊藝。謹以制幣犧齋。棗盛庶品。祇奉舊章。式陳明薦。以先師顏子配尚饗。

維某年歲次月朔日。守位姓名敢昭告于先師顏子。爰以仲春。(仲秋)。率遵故實、敬修釋奠于先聖文宣王。惟子庶幾體二。德冠四科。服道聖門。實臻壺輿。謹以制幣犧齋。棗盛庶品。式陳明獻。從祀配神尚饗。

【参考文献】

彌永貞三「古代の釈奠について」(『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八八、初出一九七二)、所功「日本における釈奠祭儀の特色」(『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、二〇〇一、初出一九九七)、久木幸男『日本古代学校の研究』(玉川大学出版部、一九九〇)、桃裕行『上代学制の研究 桃裕行著作集第一卷』(思文閣出版、一九九四年、初出一九四七)

(林 友里江)

④1 国守祭城山神文

臨時祭文

祭城山神文

菅家⁽¹⁾

維仁⁽²⁾和四年、歲次戊申⁽³⁾、五月癸巳朔、六日戊戌⁽⁴⁾、守正五位下菅原朝臣(某)⁽⁵⁾、以酒果香幣之奠⁽⁶⁾、敬祭于城山神。四月以降、涉旬⁽⁷⁾少雨。吏民之園⁽⁸⁾、苗種不由⁽⁹⁾。(某)忽解⁽¹⁰⁾三龜、試親⁽¹¹⁾五馬。分憂在任、結憤惟悲。嗟⁽¹²⁾虐⁽¹³⁾、命之數奇⁽¹⁴⁾、逢此愆序⁽¹⁵⁾。政不良也、感無微乎⁽¹⁶⁾。伏惟、境內多山、茲山獨峻⁽¹⁷⁾。城中教社、社尤靈。是用吉日良辰、禱請昭告⁽¹⁸⁾。誠之至矣、神其察。若八十九鄉、二十萬口、一鄉無損、一口無愁、敢不蘋藻清明、玉幣重暈、以賽應驗、以飾威稜。若甘澍不饒⁽¹⁹⁾、旱雲如結、神之靈無所

見、人之望遂不從。斯乃俾神無光、俾人有怨。人神共失、禮祭或疎。神其裁已。勿惜冥祐。尚饗。

【校訂註】

- (1) 菅家…欠(紅)
- (2) 維…「准」(紅・東)、「准」(「維」と傍書)(伴)
- (3) 戊…「代」(底・紅・東)、「代」(「戊」と傍書)(伴)
- (4) 戊戌…「戊戌」(底)
- (5) 下…脱(「下」を補)(伴)
- (6) 果…「菓」(史・豊)、「果」(「菓」と傍書)(伴)
- (7) 幣…「幣」(伴)
- (8) 奠…「貴」(紅・東)、「奠」(「奠」と傍書)(伴)
- (9) 旬…「旬日」(伴・大)
- (10) 雨…「丙」(底)、「丙」(東)、「丙」(「雨」と傍書)(伴)
- (11) 園…「門」(底)、「園」(紅・東)、「園」(「困」と傍書)(伴)、「困」(大)
- (12) 苗…「苴」(底・紅・東・豊)、「苴」(「苗」(歟)と傍書)(史)、「菌」(「苗」と傍書)(伴)
- (13) 由…「由」(「申」と傍書)(伴)、「田」(大)
- (14) 試…「式」(紅)、「滅」(東)、「式」(「試」と傍書)(伴)
- (15) 虐…「辱」(史・豊)、「辱」(紅)、「辱」(「虐」と傍書)(伴)
- (16) 命…「分」(底)
- (17) 數…「致」(「數」と傍書)(伴)
- (18) 奇…「弃」(史・豊)
- (19) 政…脱(「政」を補)(伴)

- (20) 良…下に「政」〔抹消〕あり(伴)
 (21) 感…「咸」(史・豊)
 (22) 無…「元」〔无〕と傍書(伴)
 (23) 微…「傲」(紅)、「徹」(東)、「傲」〔徹〕「微」と傍書(伴)
 (24) 峻…「暖」〔峻〕と傍書(伴)
 (25) 社…下に挿入符あり(史・豊)、「祐」(東)、下に「茲」を補(伴)、「社茲」(大)
 (26) 社…「々」(紅)、「々」〔社〕と傍訂(伴)
 (27) 請…脱〔5字下より〕「請」を補(伴)
 (28) 告…「吉」〔告〕と傍書(伴)
 (29) 察…「寮」(底)、下に「之」を補(伴)、「察之」(大)
 (30) 郷…「卿」〔郷〕と傍書(伴)
 (31) 幣…「弊」〔幣〕と傍書(伴)
 (32) 以…下に1字分の空白あり(伴)
 (33) 甘…「耳」〔甘〕と傍訂(豊)、「耳」(東・伴)
 (34) 澍…「樹」〔澍〕と傍書(伴)
 (35) 早…「早」〔早〕と傍訂(伴)
 (36) 俾…「得」〔俾〕と傍書(伴)
 (37) 俾…「得」〔俾〕と傍書(伴)
 (38) 怨…「愁」(史・豊)
 (39) 或…「式」(史・豊)、「式」〔或〕と傍書(伴)
 (40) 疎…「練」(底・史・豊)、「疎」〔疎〕と傍書(伴)
 (41) 已…「之」(紅・伴・大)

補注

『群載』豊宮崎本には「菅家文章」との対校が朱で書き込まれているが、煩雑を避けるため校訂註には豊宮崎本にみえる『菅家文章』との字句の異同は取らなかつた。

【書を下し】

臨時祭文

城山神を祭る文

菅家²⁾

維れ仁⁽³⁾和四年、歳次戊申、五月癸巳朔、六日戊戌、守正五位下菅原朝臣(某)、酒果香幣の奠を以て、敬みて城山神を祭る。四月より以降、旬に涉りて雨少なし。吏民の園、苗種由なし。(某)忽ちに三亀を解き、試みに五馬を親しむ。憂ひを分かつたむこと任に在り、憤を結がむこと惟れ悲し。嗟虐、命の数奇、此の愆れる序に逢へり。政良からざるや、感徴ること無きか。伏して惟むみれば、境内山多かるに、茲の山のみ独り峻し。城中数社、社尤も霊あり。是に吉日良辰を用ゐて、祈り請ひ昭らかに告ぐ。誠の至、神其れ察らかにしたまへ。若し八十九郷、二十萬口、一郷損すること無く、一口愁へ無からませば、敢へて蘋藻清明にし、玉幣重疊して、以て応驗に賽して、以て威稜を飾らざらまし。若し甘き澍饒ならず、早の雲結はるるがごとくあらませば、神の霊見る所無く、人の望遂に従はざらむ。斯くは乃ち神をして光無からしめ、人をして怨み有らしむるなり。人神共に失して、礼祭或ひは疎かになりなむ。神其れ裁くのみ。冥祐を惜しむなかれ。尚くは饗けよ。

【註】

(1) 城山神 城山は、現香川県坂出市南部にある標高四六二・三メートル

トル、東西・南北約七・五キロメートルの台形の溶岩台地。北は備讃瀬戸、南は阿讃山脈をのぞみ、讃岐国府の西に位置する。古代には山城が築かれ、山頂部を二重にめぐる石塁・土塁が残り、その間に城門・水門・礎石が占在している。式内社が祀られ、延喜式神名帳には讃岐国阿野郡に「城山神社（名神社）」と載る。貞観元年（八五九）十一月七日に正六位上から従五位下に、同年十月九日に従五位上に昇叙される（『三実』）。同国荏田郡粟井神社・香川郡田村神社と並ぶ三名神大社に数えられている。

(2) 菅家 菅原道真をさす。
維れ 祭文の発語。

(4) 守正五位下菅原朝臣 菅原道真は、仁和二年（八八六）正月十六日讃岐守に任じられ、同三年十一月十七日正五位下、寛平二年（八九〇）まで務めている。

(5) 三亀 亀卜の三つの卜形のこと。『周礼』春官宗伯によれば、顛頤の玉兆・堯帝の瓦兆・周の原兆の三つを三兆という。

(6) 五馬 四頭立ての馬車に騾を加えたもの。漢代、太守にこれが許されたことから、太守の異称となった。

(7) 忿れる序 天候が不順なこと。
(8) 城中数：霊あり 城中は讃岐国内のことをさす。延喜式神名帳には「讃岐国二十四座（大三座・小二十一座）」とある。底本にはないが、伴本・大系本や『菅家文章』に「茲社」とあることから

考えると、ここでは、国内には数多く神社があるけれども、城山の神が最も霊験があるという意味であろう。

(9) 吉日良辰 祭文をささげるのに良い日のこと。

(10) 八十九郷、二十萬口 『和名抄』によれば、讃岐国は十一郡で、

名古屋市博本では郷数は九十郷、高山寺本では七八郷を数える。

(11) 蘋藻 水草。婚礼など儀礼に用いる幣物をいう。

(12) 重疊 幾重にも重ねる。

(13) 威稜 神霊の威力。

(14) 澍 ほどよい時に降って万物をうるおす雨。

(15) 冥祐 神の助け。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、菅原道真が讃岐国守として城山神に対して祈雨祭祀を行った際の祭文であり、卷二二の目次に「臨時奉幣祭文」、本文書冒頭に「臨時祭文」とあるように、国司が赴任時に任国で行う祭祀のための祭文の例として挙げられたものである。『群載』卷二二のほかに、『菅家文章』卷七・五二五にも「祭城山神文」として収められている。

讃岐国守として赴任していた時の菅原道真の様子は、『菅家文章』に収められている詩によつてうかがい知ることができる。卷三・二〇〇〜二〇九「寒早十首」では、浮浪逃亡者・鰥の老人・孤兒・菜園の園丁・駅子・漁人・塩商人・水運従事者・採樵夫など、人々の生活の実情を示す詩を残している。また、道真自身の儒教的徳治観を示したものであるとされる卷三・二二一「路遇白頭翁」は、道真が路上で白髪翁に会い、讃岐の前国司たちの治績を聞くという内容で、安倍興行（元慶二年（八七八）から讃岐国司赴任）と藤原保則（元慶六年（八八二）から讃岐国司赴任）の二人の良吏の名が挙げられている。

中国では、刺史は儒教的徳治観に基づいた職掌とされ、その一つとして祈雨・止雨祭祀が行われ、多くの刺史が祭文を残している（柳宗元「舜廟祈晴文」（永州刺史在任中）、「元稹」祈雨九龍神文」（長慶二

年（八二二）杭州刺史在任中」など）。日本でも、各国における祈雨は国司が行うものとされており、道真が良吏として挙げた藤原保則も「備前備中西国界上、有吉備津彦神、若国有水旱、公即祈禱、必致感応、速於影響」（『藤原保則伝』（『続群書類従』（伝部））とあり、赴任国の旱魃に際して祈雨を行ったことが知られる。

この祭文が作られた仁和四年は気候不順の年であり、讃岐でも「今茲自春不雨、入夏無雲。地底塵生、蓮根氣死」（『菅家文章』巻四・二六二の国分蓮池の詩）という状態であった。城山神への祈雨も、讃岐国守としての道真の国治の一例として数えられる。

また、この祭文には、白居易が杭州刺史在任時（長慶二年（八二二）から同四年）に作った「祈皋亭神文」との共通性がみてとれる。すなわち、神への請願の手法として、甘言（請願が成就すれば娛樂・献物を捧げる）と威嚇（実現されないならば神の態度を責める）という、二つの発想を並立させる『尚書』周書・金縢の祭文を踏襲した手法を用いている。道真による祭文も、甘言部分「若八十九郷、以飾威稜」と威嚇部分「若甘澍不饒、礼祭或疎」とから構成されている。道真は讃岐に『白氏文集』を携行し、自身の讃岐国司赴任を通じて白居易の杭州刺史赴任を追体験していたと考えられる。この祭文も、白居易の「祈皋亭神文」に摸して作られたものであると考えて良いだろう。本祭文は、国司が祈雨などの祭祀で奉じた祭文の実例として唯一のものである。『群載』への収載経緯の詳細は不明であるが、漢文学に精通していた菅原道真の作ったものとして、当時広く流布していたのであろうか。

【関連史料】

『菅家文章』巻三・二〇〇～二〇九「寒早十首」、巻三・二二一「路頭白頭翁」、巻四・二六二の国分蓮池の詩、「祈皋亭神文」（『白氏文集』巻二三・哀祭文）、「藤原保則伝」（『続群書類従』（伝部））

補注

本文書は『菅家文章』にも収載されるが、校訂本文は三条西本はじめ『群載』諸本の字句を尊重した。参考として、『菅家文章』の本文を以下に掲げる（日本古典文学大系『菅家文章』、川口久雄氏校注）。

祭城山神文（為讃岐守祭之）

維仁和四年、歲次戊申、五月癸巳朔、六日戊戌、守正五位下菅原朝臣某、以酒果香幣之奠、敬祭于城山神。四月以降、涉旬少雨。吏民之困、苗種不田。某忽解三龜、試親五馬。分憂在任、結憤惟悲。嗟虐、命之數奇、逢此愆序。政不良也、感无微乎。伏惟、境内多山、茲山獨峻。城中數社、茲社尤靈。是用吉日良辰、禱請昭告。誠之至矣、神其察之。若八十九郷、二十万口、一郷无損、一口无愁、敢不蘋藻清明、玉幣重疊、以賽應驗、以飾威稜。若甘澍不饒、旱雲如結、神之靈无所見、人之望遂不從。斯乃俾神无光、俾人有怨。人神共失、禮祭或疎。神其裁之。勿惜冥祐。尚饗。

【参考文献】

川口久雄『菅家文章』解説（日本古典文学大系『菅家文章』岩波書店、一九六六）、坂本太郎『聖德太子と菅原道真』第三編四（『坂本太郎著作集』九、吉川弘文館、一九八九）、吹野安「杭州刺史白居易―祈皋亭神文を中心として」（『國學院雜誌』八七・十二、一九八六）、三宅和朗「日本古代の「名山大川」祭祀」（『古代国家の神祇と祭祀』

④甲斐國仁王會咒願文

仁王會咒願文 甲斐國

淨飯宮裡⁽¹⁾ 得道如來 耆闍窟中 宣說般若
 群類皆仰⁽³⁾ 故曰仁王⁽⁴⁾⁽⁵⁾ 衆難盡除⁽⁶⁾ 故曰護國⁽⁷⁾
 是以新吏⁽⁸⁾ 莅境之初 偏仍舊儀 專講此典
 玄冬令節 黑月佳辰 洒掃國廳 相擬精舍
 懸百佛像 嘔百法師 朝晡二時 讀說兩軸
 三寶影響 五力威神 本誓無疑⁽¹¹⁾ 護持勿捨⁽¹²⁾⁽¹⁴⁾
 風雨調和⁽¹³⁾ 稼穡如雲 吏民安寧 謳歌就日⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾
 任士之貢⁽¹⁸⁾ 不催自擊⁽¹⁹⁾ 栖畝之糧⁽²¹⁾ 不捨空遺⁽²²⁾
 運上調物 往年陪增 任中公文 合期勸華⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾
 脩良風化⁽²⁶⁾ 海內遠聞 昇進光華 天下獨步
 湘浪隔聽⁽²⁷⁾ 葦索空拋 草竊改心 華胥忽化
 朝家安穩⁽³¹⁾ 法水一清 野村豐饒 山聲數報⁽³²⁾
 天衆地類 自美至權 出有爲雲 登无相月⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾
 勝利不限⁽³⁶⁾ 功德有隣 俱濟受流 目到彼岸⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾

寛治 年 月

朝野群載卷第廿二⁽⁴¹⁾

【校訂註】

(1) 裡：「哀」(底・東・豊・紅)、「哀」〔裡一本〕と傍書(史)

- (2) 闍：〔周〕(史・豊)
- (3) 群：〔郡〕(底)
- (4) 故：〔枚〕(底・東)
- (5) 曰：〔日〕(紅)、「日」〔日〕と傍書(伴)
- (6) 難：〔難〕(難)と傍書(伴)
- (7) 曰：〔日〕(日)と傍書(伴)
- (8) 吏：〔史〕(伴)
- (9) 擬：〔擬〕(擬)と傍書(伴)
- (10) 力：〔□〕(東)
- (11) 本：〔不〕(本)と傍書(伴)
- (12) 無：〔无〕(无)と傍書(伴)
- (13) 護：〔獲〕(護)と傍書(伴)
- (14) 捨：〔檢〕(捨)と傍書(伴)
- (15) 和：〔味〕(大)
- (16) 謳：〔隨〕(紅・伴・大)
- (17) 歌：〔歎〕(紅・大)、「歎」〔歎〕と傍書(伴)
- (18) 土：〔出〕(紅)、「出」〔土〕と傍書(伴)
- (19) 自：〔目〕(底・紅・伴・大)
- (20) 擊：〔擊〕(擊)と傍書(伴)、「擊」(大)
- (21) 畝：〔畝〕(畝)と傍書(伴)
- (22) 捨：〔舍〕(捨)と傍書(伴)
- (23) 往年：欠(紅)
- (24) 合：〔令〕(底・東・紅)、「令」〔合〕と傍書(伴)
- (25) 期：〔胡〕(伴)
- (26) 脩：〔備〕(史・豊)、「修」〔備〕と傍書(伴)

- (27) 聽…「種」(紅)、「種」〔「聽」、「種」、「垣」と傍書〕(伴)、「垣」(大)
- (28) 葦…「尊」〔「葦」と傍書〕(伴)
- (29) 竊改心…欠(紅)
- (30) 胥…「骨」(東・紅)、「胥」〔「胥」と傍書〕(伴)
- (31) 法…「河」(東・紅・大)、「河」〔「江」と傍訂〕(伴)
- (32) 数…「致」(紅)、「致」〔「致」と傍書〕(伴)
- (33) 爲…「相」(東)
- (34) 无…「无」〔「无」と傍書〕(伴)
- (35) 月…「月」〔「日」と傍書〕(伴)
- (36) 利…「別」(紅・伴)
- (37) 俱…「僕」(史・豊)
- (38) 濟…「濟」(史)、「濟」(豊)
- (39) 目…「月」〔「周」と傍書〕(史)、「月」(豊)、「目」〔「同」、「周」と傍書〕(伴)、「同」(大)
- (40) 第…脱〔「第」と傍書〕(東)
- (41) 廿二…「十六」〔「廿二」と傍訂〕(伴)

【書き下し】

仁王会呪願文 甲斐国

浄飯宮裡に、道を得たる如来、耆闍窟中に、般若を宣べ説く。群類皆仰ぐ。故に仁王と曰ふ。衆難尽く除く。故に護国と曰ふ。是を以て新吏、境に苳むの初め、偏に旧儀に仍りて、専ら此の典を講ず。玄冬の令節、黒月の佳辰に、国庁を洒掃して、精舎に相擬へ、百の仏像を懸け、百の法師を囀して、朝晡二時、両軸を説説す。三宝の影響、五力

の威神、本より誓ひて疑ひ無く、護持捨つる勿し。風雨調和し、稼穡雲の如し。吏民安寧にして、謳歌して日に就く。任土の貢、催さずして自ら撃げ、栖畝の糧、捨さずして空しく遺る。運上の調物、往年に陪増し、任中の公文、期に合はせて勸じ畢ぬ。脩良の風化、海内に遠く聞こえ、昇進の光華、天下独り歩く。湘浪聴くを隔て、葦索空しく抛つ。草竊改心して、華胥忽ちに化す。朝家安穩にして、法水一清す。野村豊饒にして、山声数た報ゆ。天衆地類、実より権に至る。有為の雲出て、无相の月登る。勝利不限にして、功德隣に有り。俱に受流を濟ませ、目して彼岸に到らむ。

寛治 年 月

朝野群載卷第廿二

【註】

- (1) 仁王会 百の高座を設けて百人の僧によって、護国の經典である仁王般若経を講説して鎮護国家を祈念する法会。朝廷が主催する官会と特定の寺で行われる寺会がある。平安時代に開かれた官会には天皇の即位時に行われる一代一度仁王会、一年の春と秋に各々一回ずつ行われる定季仁王会、臨時仁王会がある。
- (2) 浄飯宮裡 浄飯は釈迦の父である浄飯王のこと。「浄飯宮裡に、道を得たる如来」という箇所は釈迦の出家のきっかけとなった四門出遊(東西南北の各門で、老人・病人・死人・修行者に出会ったこと)の故事のことを指すか。
- (3) 耆闍窟 釈迦説法の地。摩揭陀国の王舎城の東北にある。
- (4) 般若 仏教で、いろいろな修行の結果として悟りを得る智慧のこと。

- と。
- (5) 玄冬 「玄」は北方、黒を表し、冬の異称。
- (6) 令節 良い節日。
- (7) 黒月 古代インドの暦法で満月の翌日から月の欠ける十五日間のこと。つまり十六日以後のことを指す。
- (8) 佳辰 良い日。
- (9) 国庁 国司が政務をとった役所。国衙。国司の庁。
- (10) 洒掃 水をそそぎ、塵をはらうこと。掃除すること。
- (11) 精舎 寺院。
- (12) 三宝 仏、仏の教えを説いた教典、教えを広める僧のこと。仏法そのものを指すこともある。
- (13) 五力 信力、精進力、念力、定力、慧力のこと。修行をすすめるにつれ、諸悪をしりぞける力となったもの。
- (14) 稼穡 穀物の植え付けと取り入れ。農業をさす。
- (15) 日に就く 日々を過ごす。
- (16) 栖畝 畝にいて耕作をすること。
- (17) 脩良 行いがきちんとしていて、善良なさま。
- (18) 光華 ほまれ。名譽。
- (19) 湘浪 湘江の浪の意か。
- (20) 葦索 葦で作った縄。葦繩。
- (21) 草竊 山野に出没するおいはぎ。泥棒。
- (22) 華胥 華胥之国のこと。中国の黄帝が夢の中で見たという、無為自然で治まる安楽平穩の国。
- (23) 法水 仏の教えのこと。仏の教えが煩惱を洗い清めることを水にたとえて言う。

- (24) 山声 山中に響く声。
- (25) 天衆地類 天地の神仏。
- (26) 有為 因と縁の和合によって作られている恒常ではないもの。また、そういう現象のことをさす。
- (27) 无相 姿、形がなく、一定の形態や様相を欠いていることをさす。また、有相、無相を超えた空の姿を言う。
- (28) 勝利 すぐれた功德。
- (29) 受流 仏の教えを受けること。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は諸国で行われていた仁王会の際に読み上げて加護などを祈った文である。呪願文の内容によると、国司が最初に任国に赴いた際に国庁で仁王会を講説し、豊作など任国の安寧を祈願するとともに、貢物が無事に納入され、公文の期限が守られるようにといった国務の安定もあわせて祈願されているのが特徴である。本文書自体は院政期のものであるが、国務の安定という受領の責任事項を明記し、国庁での仏事を記していることから、十世紀頃の状況を反映した古い形態を残したものであると推測される。

続いて、平安時代における地方の仏教政策について概観していきたい。九世紀中頃の地方仏教政策としては、既存寺院の国分寺への転用、定額寺の利用、民間僧の法会への登用が、良吏とされる国司によって行われ、天災や飢饉などで動揺していた社会を安定させようとする意図を持っていたとされる。こうした対策は、『続後紀』承和十年（八四三）正月八日条によると中央政府も積極的な姿勢をみせていたと考えられ、地方とともに仏教政策の再編を目指していたと考えられる。

しかし、同時にこの頃から国司が任国の豊年無事などを祈願するため、独自に法会を行うようになり、その中で『群載』卷三・大江匡衡熱田宮祭文のように国司の私的な祈願が行われることもあった。任国の豊年無事などを祈る国司主催の法会が増加した背景には、受領としての責任を全うするという意味があったと考えることもできるが、一方では受領としての収益を上げるためという個人的な願望によるものであったとも考えられる。このような法会は次第に在地勢力の支持も集めながら、本文書の時代である十一世紀頃には国司が行うべき恒例の法会となっていた。こうした法会を支えていたのは国分寺の僧たちではなく、十世紀以降には第四二条にあるように国司の隨身僧など個人的に関係のある僧であった。本文書に関しても、国司が国庁で行う仁王会が恒例となっており、国司の主導で法会が行われていたことがわかる。一方、任国の豊年無事と安泰を祈願している文になってはいるが、国司の権益である貢物がたくさん納められることを目的とし、また国司の職務が順調に行われることを祈願する文面も存在する。このように、任国の無事を祈願するための法会を開催することは、国司にとっては自らの利益にも直結することであり、欠かせない行事の一つであったと考えられる。

なお、この文書が『群載』に収録された経緯であるが、寛治年間の甲斐国司で判明している人物には、『補任』保安三年（一一二二）条よると寛治二年（一〇八八）に甲斐守に任じられた藤原為隆がいる。『群載』の著者である三善為康は、内記をつとめていた関係で多数の文書を『群載』に収録していたが、彼の官歴に関わらない種類の文書の多くは藤原為房・為隆父子が関係しているとされるため、この甲斐国祝願文も甲斐守在任中の藤原為隆が作成し、それを三善為康が『群

載』に収録したのではないかと推測される。

【関連史料】

第四二条、『続後紀』承和十年正月八日条、『群載』卷三・大江匡衡熱田宮祭文、『補任』保安三年条

【参考文献】

五味文彦「文士と諸道の世界」(『書物の中世史』、ミネルヴァ書房、二〇〇三)、不破英紀「平安時代前期における国司と地方仏教」(梅村喬編『伊勢湾と古代の東海』、古代の王権と交流四、名著出版、一九九六)、吉岡康暢「承和期における転用国分寺について」(『日本における国家と宗教』、大蔵出版、一九七八)

(垣中 健志)